

第 25 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和6年3月21日(木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後3時

出席委員

1番委員	荒井啓子	2番委員	野口一盛
3番委員	斉藤喜兆	4番委員	杉崎一三六
5番委員	杉本明彦	6番委員	林隆
7番委員	戸坂昭一	8番委員	杉本富美男
9番委員	倉田邦昭	11番委員	山口祐二
12番委員	山内亜樹子	13番委員	矢ヶ崎宏始
14番委員	吉井美華子	15番委員	藏見洋久
16番委員	田中敏夫	17番委員	石原康裕
18番委員	加納松男	19番委員	荻本末子
20番委員	篠宮稔		

欠席委員

10番委員 榎本弘行

事務局

局長	元木勇治	次長	高橋夏美
書記	佐野純子	書記	長谷部淳一

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第25回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ18人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、10番議席の榎本委員につきましては、本日、都合により欠席する旨、また、19番議席の荻本委員につきましては、遅れる旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしく申し上げます。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

3月に入り、暖かくなりましたが、今日みたいに急に冷え込んだり、寒暖差により体調を崩しがちになりますので、体調管理には十分注意してください。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、15番議席の藏見委員、17番議席の石原委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定します。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第7号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、以上3件を事務局から説明します。

○長谷部書記　それでは、報告第6号を御覧ください。報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。農地法の第3条では、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権、賃借権等の権利を設定、もしくは移転する場合は、農業委員会の許可を受けることになっております。ただし、その権利の移転の理由が相続または法人の合併、分割の場合は農業委員会への届出となっております。今回、相続による所有権の移転の届出がありました。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺東町6丁目●番●外3筆、面積は合計で2,63

2平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。2月7日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月8日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は布田6丁目●番●外3筆、面積は合計で508平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。2月13日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月14日に受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は布田6丁目●番●外1筆、面積は合計で486平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。2月13日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月14日に受理通知書を交付しております。

番号4を御覧ください。土地の所在は深大寺北町6丁目●番●外9筆、面積は合計で9,038平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。2月15日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月19日に受理通知書を交付しております。

番号5を御覧ください。土地の所在は深大寺北町6丁目●番●外6筆、面積は合計で4,575平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏外1名であります。2月15日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月19日に受理通知書を交付しております。

番号6を御覧ください。土地の所在は富士見町1丁目●番●外1筆、面積は合計で1,055平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。2月26日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月28日に受理通知書を交付しております。

番号7を御覧ください。土地の所在は上石原2丁目●番●、面積は423平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。2月26日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月28日に受理通知書を交付しております。

番号8を御覧ください。土地の所在は上石原2丁目●番●、面積は923平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏外1名であります。2月26日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月28日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告第7号を御覧ください。報告第7号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の所有権の移転を行わずに、農地を農地以外の地目に転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は布田3丁目●番●外1筆、面積は合計で552平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。

これらの土地は布田小学校の北側にある土地で、以前は生産緑地でしたが、指定告示日から30年経過したため、令和5年10月に買取り申出がなされ、令和6年1月に行為制限の

解除となっております。今般、自己転用で駐車場建設のため、地目の変更をするものがあります。山口委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、2月1日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月21日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告第8号を御覧ください。報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は国領町7丁目●番●外5筆、面積は合計で743.43平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は誠賀建設株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。石原委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

番号1につきましては、これらの土地は第二小学校の南側にある土地であり、以前は生産緑地でありましたが、令和5年11月に相続による買取り申出がなされ、令和6年2月に行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、2月20日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月27日に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から3件の説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告の3件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の議案についてです。議案第3号「故障による生産緑地法第10条の規定による証明について」、事務局が議案について朗読します。

○長谷部書記　議案第3号「故障による生産緑地法第10条の規定による証明について」、上記の議案を提出する。令和6年3月21日。提出者、調布市農業委員会会長、矢ヶ崎宏始。

○議長　ただいま議案について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いい

たします。

○佐野書記　それでは、議案第3号「故障による生産緑地法第10条の規定による証明について」、御説明いたします。

23期の皆さんにとって、故障による生産緑地法第10条の規定による証明についての御審議は初めてになりますので、詳しく御説明いたします。

生産緑地法第10条では、生産緑地行為制限の解除の条件として、農地に関しては生産緑地に指定後30年を経過した場合、主たる従事者に関しては相続の場合と故障に該当する場合に買取り申出をすることができると規定されています。

生産緑地指定後、30年を経過した場合と主たる従事者が死亡した場合の主たる従事者の証明は、農業委員による現地確認の上、証明書を発行しておりますが、農業に従事できなくなった事由が故障によるもの場合には、農業委員会の承認の上、証明書を発行することになっております。

議案第10号資料2、生産緑地法施行規則第5条を御覧ください。買取り申出の事由となる主たる従事者の故障とはどのようなものか、法令で定められており、第5条のいずれかに該当するか、確認する必要があります。お手元の第10号資料2を御覧ください。こちらに該当するかどうか確認する必要があります。

申請には証明願のほか、添付書類として対象生産緑地の案内図や故障の原因を示す書類、医師の診断書等を提出していただく必要があります。

それでは、審議内容について御説明いたします。議案第3号資料を御覧ください。

土地の所在は佐須町5丁目●番●外24筆、面積は合計で1万376平方メートルであります。農業の主たる従事者及び申請人は●●●●氏、年齢は●歳であります。このたび、令和6年2月13日付で生産緑地に関わる農業の主たる従事者についての証明願がありました。

農業に従事できない故障であるかどうかの確認のため、2月19日に矢ヶ崎会長、地区担当の田中副会長及び事務局職員で●●氏の自宅にて御本人と●●氏と面談をいたしました。

申請の際に提出された医師の診断書によると、●●のため、御自宅内でもつえをついて生活し、歩行に当たっては御家族の介助を必要とされておりました。

また、●●のため、著しい●●の低下、軽度作業による●●困難、●痛など、●機能の著しい障害によって、農業に従事することは不可能となりました。

御本人との面談の結果、●●氏は当該生産緑地において、農業経営を続けることは難しく、先ほどの資料2の生産緑地法施行規則第5条第1項、二、胸腹部臓器の機能の著しい障害

に該当すると判断いたしました。

よって、生産緑地法第10条による主たる従事者の証明書の交付をいたしたく、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告のとおり議案を承認することで御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定することといたします。

続きまして、日程第5の報告事項を議題とします。ア、令和5年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、エ、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上4件を事務局より説明します。

○長谷部書記　それでは、報告事項について御説明いたします。

資料、報告事項アを御覧ください。令和5年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和5年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届出は8件、1万9,640平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和5年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものではありません。所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数1件、面積552平方メートル。所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出は件数1件、面積743.43平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和5年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和5年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容でございますが、今回の総会審議状況で前回から変更となった部分でございます。農

地法第4条では表の上から4段目、駐車場に転用したものが件数1件、面積552平方メートルであります。農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数29件、面積2万268.91平方メートルであります。内訳の合計は、表の右の合計欄、件数52件、面積3万432.07平方メートルであります。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてであります。これは、農地を相続により取得した者が相続税の納税猶予の適用を受けるため、税務署に提出するための証明です。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺北町6丁目●番●外9筆、面積は合計で9,038平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。篠宮委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は布田6丁目●番●外3筆、面積は合計で2,897平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認をしております。

なお、番号1と2につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。これは、相続税の納税猶予を受ける者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外5筆、面積は合計で1,421平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。田中副会長が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は深大寺元町4丁目●番●外22筆、面積は合計で2万1,953.66平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。篠宮委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は深大寺元町3丁目●番●、面積は943平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。篠宮委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は国領町5丁目●番●外2筆、面積は合計

で2,595平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。石原委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は国領町7丁目●番●、面積は757平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。石原委員が現地確認をしております。

番号6について御説明いたします。土地の所在は深大寺北町1丁目●番●外5筆、面積は合計で4,075.62平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。篠宮委員が現地確認をしております。

なお、番号1から6につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項エを御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてであります。これは、生産緑地に係る農地の主たる従事者である旨を証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は富士見町1丁目●番●外3筆、面積は合計で2,401平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。林委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外2筆、面積は合計で1,903平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。田中副会長が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は深大寺元町4丁目●番●、面積は597平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。篠宮委員が現地確認をしております。

なお、番号1から3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告の4件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第6、協議事項です。令和6年度調布市農業委員会活動指針（案）についてを議題とします。事務局が朗読します。

○長谷部書記 協議事項「令和6年度調布市農業委員会活動指針（案）について」、上記の協議事項を提出する。令和6年3月21日。提出者、調布市農業委員会会長、矢ヶ崎宏始。

○議長 ただいま協議事項について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

○高橋事務局次長 協議事項「令和6年度調布市農業委員会活動指針（案）について」、御説明いたします。A3、二つ折りの令和6年度調布市農業委員会活動指針（案）を御覧ください。

令和4年5月20日に、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が成立し、その中で農業委員会法が改正され、同法第7条の農地等の利用の最適化の推進に関する指針、最適化指針を定めることが義務化されました。それに伴い、調布市農業委員会の最適化指針として活動指針を作成するものでございます。

本日、配付しております令和6年度調布市農業委員会活動指針（案）は、事前にいただいた御意見を反映させたものとなります。

それでは、1ページを御覧ください。初めに、1、基本方針であります。令和5年度の活動指針と同様に、調布市の農業の現状及び指針に関する基本的な考え方を示しております。

1ページの下から8行目を御覧ください。先ほど御意見を反映させていただいたと申し上げましたとおり、配慮を求められているという文言にこの部分を修正しておりますので、後ほど御確認ください。

1ページの下から3行目以降は、2、活動計画等として7項目に分けて記載してございます。

(1)「行動する農業委員の活動」の推進については、農業委員会活動や生産緑地の状況把握、日常的な相談活動など農業者の支援活動の充実を図るとともに、各種研修会や講習会に参加し委員の資質向上を目指すものです。

2ページの上から4行目、②に農業委員の日々の活動を活動記録カードに月6枚以上記入することを目標とし、活動の記録化を徹底するとしております。活動記録カードへの記

録徹底につきましては、これまでも皆様に日々取り組んでいただいておりますが、令和6年度も月6枚、1日1枚ですので、月6日以上を目標として掲げてまいります。短時間の活動も小まめに記録をしていただくなど、引き続きお取り組みくださいますようお願いいたします。

次に、(2)農地等の利用の最適化を推進する活動については、農業委員会法に位置づけられている農地等の利用の最適化を推進する活動に具体的な取組目標を定め、農業委員会組織活動及び農業委員による地域活動を進めるものです。

令和6年度の農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにつきましては、近年の猛暑を考慮し、1回目を6月上旬、2回目を11月下旬に実施予定です。農地の肥培管理徹底に向け、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、(3)遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法のうち、管内の農地面積（A）について説明いたします。

素案の段階では、最新の農地面積を記載しておりましたが、東京都農業会議に確認したところ、令和5年度に定めた目標を令和10年1月まで運用していくことが望ましいということでした。よって、表の中にあります現状、3年後の目標、目標の3つの欄、全ての表記を令和5年度の指針に表記した令和4年1月時点の農地面積としております。

続いて、2ページの下から3行目より3ページにかけて記載の(4)情報活動の推進については、新たな農地関連制度を的確に伝え、より一層の理解を図るため、「農業委員会だより」等で積極的に情報を発信していくというものです。

「農業委員会だより」については、これまで同様に年2回の発行、また、農業まつり実行委員会に参加し、農業相談等を通じて、市民の農業に対する関心を深めるなどの取組を記載しております。

続いて、(5)認定農業者等の支援活動については、関係機関と協力し、人材の確保・育成、技術支援、情報提供等を行うとし、意欲ある農業の担い手確保のため、育成支援策に力を注いでいくとしております。

次に、(6)地域農業の確立に向けた活動については、調布市の農業・農産物を内外に広くPRし、地産地消を推進するとともに、都市農業の発展に努めるというものです。S&Aの活動を通じ、教育委員会等と連携して取組を進めていくなどの取組を記載しております。

最後の項目、(7)農政活動の推進については、都市農業の維持保全と振興施策の推進のため、東京都農業会議をはじめ、他区市町村農業委員会、国、都と連携・協働し、新たな施

策展開を進めるとして3つの活動を記載しております。

以上で令和6年度調布市農業委員会活動指針（案）についての説明を終わります。御協
議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、農業委員会の皆様には事
前に御質問、御意見などお聞きしていると聞いておりますが、そのほか何か御質問、御意
見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、事前にいただいた意見などを踏まえてまとめるな
ど、今後については事務局に一任ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、そのように決定することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明します。

○元木事務局長　それでは、その他報告及び連絡事項についてです。

次回の総会日程についてです。次回の総会は令和6年4月18日木曜日午後3時から調布
市文化会館たづくり1002学習室で開催します。なお、この部屋は1001学習室なので、隣の
学習室となりますので、よろしく願います。また、役員会は同日午後2時30分からで
すので、よろしく願います。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問等がありました
らお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第25回農業委員会総会を
閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会　午後3時36分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

15番委員

17番委員